

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに  
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）  
に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和8年3月

名古屋市

## 目 次

- 1 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の概要
  - (1) パブリックコメントの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  - (2) 市民意見の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  
- 2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方
  - (1) 計画全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
  - (2) 基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止・・・・・・・・・・・・・・3
  - (3) 基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実・・・・・・・・・・・・4

# 1 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の概要

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については内容を要約し、趣旨が類似しているものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますのでご了承ください。

## （1）パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和7年12月24日(水)から 令和8年1月25日(日)まで		
	区分	人数	件数
市民意見提出状況	郵送	0人	0件
	ファックス	0人	0件
	電子メール	2人	6件
	LoGo フォーム	11人	23件
	持参	0人	0件
	計	13人	29件

## （2）市民意見の内訳

項目	件数
計画全般	8件
基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止	5件
基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実	16件
基本方向3 総合的な支援体制の強化	0件
その他	0件
計	29件

## 2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

### (1) 計画全般

- ・ 計画の策定について（5件）

#### 【主な意見】

- ・ 女性のみが困難な問題を抱えると捉えるのは、男性への逆差別ではないか。（3件）
- ・ 行政は女性を弱者と捉え、過度な支援を行っている。これは今すぐにやめるべきである。
- ・ 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を別々の計画として策定するべきである。

#### 【市の考え方】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」と言います。）には、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする、とされています。

また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針には、市町村基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる、とされています。

本計画は、女性支援新法及び基本的な方針に則り、関連のある計画を一体的に策定することで、支援策を一体的に展開できるよう進めてまいります。

- ・ 性別に関わらない配偶者からの暴力防止及び被害者支援について（3件）

**【主な意見】**

- ・ DV被害者支援は「性別を問わない」ことを原則として明記し、誤読されにくい文章構成にしてください。
- ・ DV被害者支援について、女性のみを対象にする支援をやめ、DV被害者全体に対する支援とすべきである。
- ・ DV相談においては、男女平等の立場から女性に特化する窓口にならないようにする必要がある。

**【市の考え方】**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」と言います。）における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。ご本人やパートナーの性別は問いません。また、離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

本計画も同様の対象としており、その旨を表紙に記載いたします。

引き続き、配偶者からの暴力に関して、性別にかかわらず支援とその周知啓発に努めてまいります。

**(2) 基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止**

**目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上**

**施策の方向⑥ 配偶者暴力に関する調査研究（5件）**

**【主な意見】**

- ・ 再発防止のためにも DV加害者プログラムを定期的に市が実施することを計画に盛り込んで頂きたい。
- ・ 「加害者対応の在り方検討」の内容を「加害者対応（プログラム）実施にむけた検討会の設置」または、「加害者対応実施のための関連機関検討会」としてはどうか。
- ・ DVの根絶には、加害者への教育と更生プログラムが不可欠です。単に加害者として排除するのではなく、なぜ暴力に至ったのかを分析し、真の解決と関係修復、あるいは円満な離婚に向けた「更生・教育支援」を具体的施策として位置づけてください。
- ・ 加害者になりやすい側に対する、連続的な啓発プログラムの開催や拡充を希望します。
- ・ 名古屋の風土に合う加害者対応を検討していただければ嬉しいです。

**【市の考え方】**

DV加害者対応の在り方について、DV被害者の安全・安心を確保するための有効な手法となるよう、国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、引き続き検討してまいります。

### (3) 基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実

- ・ DV 被害者の相談・支援全般について（10件）

#### 【主な意見】

- ・ DV 相談を申立てた相談者の相手方に事実確認を行う支援を検討して欲しい。（7件）
- ・ DV を理由として相手方と子の関係を断絶させると子の生死にかかわる。親子断絶は人権侵害である。（2件）
- ・ DV が明白に認定される場合を除き、子どもが別居親と交流する権利を保障することも「子どもの権利尊重」です。シェルター等への避難においても、安全が確保できる限りにおいて、別居親との通信や交流を完全に遮断しない運用指針を策定すべきです。

#### 【市の考え方】

DV 防止啓発においては、DV 被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって適切な理解の促進に取り組んでまいります。

また、DV 防止法において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含みます。）を図る責務を有する、とされています。法の趣旨を鑑み、支援に努めます。

### 目標3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

#### 施策の方向⑫ 早期発見のための関係者への周知（2件）

#### 【主な意見】

- ・ 「男性被害者が実際にアクセスできていない」ことを前提に、男性向け支援を計画の柱として具体化してください。
- ・ DV と自死リスクを中核課題とし、早期発見、早期介入が出来るようにして欲しい。

#### 【市の考え方】

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。早期発見、早期対応のために、発見しやすい立場にある関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。

また、男性においては相談につながりにくい傾向がみられることから、悩みを打ち明けることへの抵抗感をなくす啓発やカード等を日常の目につきやすい場所に設置するなど相談窓口の周知に取り組めます。

## 目標 4 相談支援及び保護体制の充実

### 施策の方向⑮ 相談支援体制の充実（2件）

#### 【主な意見】

- ・ 支援施設に対する間違った情報が散見されます。具体的にどのような支援が受けられるのか、自立につながる情報の提供が求められていると思います。

#### 【市の考え方】

DV 相談支援業務や困難な問題を抱える女性支援に関する相談支援業務に従事する職員に対し、階層別、段階別研修、各分野の専門的な研修を実施し、適切な情報提供が実施できるよう取り組んでまいります。

#### 【主な意見】

- ・ 「専門家（弁護士）との連携」について、活用方法を考えてほしい。

#### 【市の考え方】

近年、様々な問題にかかるご相談が支援者に寄せられています。法的な問題に関するものも増加しており、支援者等が対応に苦慮することもあります。専門家（弁護士）から法的な問題について助言を受けることで、より適切な支援に努めます。

## 目標 7 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

### 施策の方向⑯ 住まいの確保のための支援（1件）

#### 【主な意見】

- ・ DV 被害者と同伴する子どもを支えるような住宅確保支援をスタートさせてほしい。

#### 【市の考え方】

DV 被害者等の自立を支援するために、居住の安定を図ることは極めて重要です。市営住宅においては、DV 被害者等の一時的な滞在場所を提供するとともに、DV 被害者等の自立支援のため優先入居制度の活用を図ります。また、民間賃貸住宅の入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供されるよう周知を進めます。引き続き、関係機関が連携し、DV 被害者等やその子どもに必要な支援が行き届くよう努めてまいります。

## 目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

### 施策の方向② 外国につながる方への支援（1件）

#### 【主な意見】

- ・業務委託を通じて、在日外国人女性の支援体制を改善して欲しい。

#### 【市の考え方】

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針には、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされています。本市におきましては、多様化する相談内容に対応するため外部スーパーバイザーによる支援や日本語による意思疎通が十分できない方が相談される場合は、通訳者を派遣し円滑に相談できるよう努めているところです。引き続き、支援が行き届くよう努めてまいります。